就学援助制度のお知らせ

桶川市では、お子様が学校生活で必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。

援助費目は、給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、オンライン学習通信費などがあり、学期ごとに７月末、１２月末、３月末に支給します。

次年度に桶川市立中学校へ入学する保護者の方には、入学前に新入学学用品費を支給します。

〇就学援助の申請方法

次の①～③を揃えて、小・中学校または学務課（月～金曜日８：30～17：15）へ提出してください。

① **「令和８年度就学援助費受給申請書」**（小学校、学務課にあります。市のホームページからダウンロードすることもできます。）

② **令和7年中**の所得の分かる書類（例：所得証明書、源泉徴収票、確定申告書写し、年金受給金額の分かる書類など）所得に基づいて審査を行いますので申告をお願いします。

（令和８年１月２日以降の転入者の方は、前住所地で発行される所得証明書）

※ただし、以下の方はそのことを証明する書類の写しを添付することで所得を証明する書類を省略することができます。

・児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第４条の規定に基づく児童扶養手当の支給

・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止、生活福祉資金の貸付

③ **賃貸住宅の方は、**住居の所在地、契約者、契約期間、家賃等が分かる書類（契約書の写し）

（現在有効な契約期間の契約書の写しが契約更新等により手元にない場合は、最新の契約書の写しと現在支払いをしている金額のわかる書類の写し）

〇申請期間

随時受付しています。

新入学学用品費を入学前に受給したい方は、令和９年１月２９日（金）まで

（土日祝日、令和８年１２月２９日～令和９年１月３日の閉庁期間を除く）

〇援助を受けられる所得の目安

世帯人数	世帯構成（年齢）	**令和７年中** の世帯の総所得金額	
		持家の場合	賃貸の場合
２人	父（35）子（9）	188 万円程度	262 万円程度
３人	母（35）子（9・5）	233 万円程度	307 万円程度
３人	父（42）母（37）子（9）	249 万円程度	324 万円程度
４人	父（42）母（37）子（9・5）	289 万円程度	364 万円程度
４人	母（43）子（14・9・4）	314 万円程度	388 万円程度
５人	父（45）母（43）子（14・8・2）	361 万円程度	435 万円程度

※　上記の家族構成での目安です。各ご家庭の人数や年齢などにより異なります。

※　住民登録上は世帯が別でも、同居している方がいる場合は、その方の所得も含めて審査を行います。

※　別居している場合でも配偶者については、その方の所得も含めて審査を行います。

※　目安の金額は変更になる場合があります。

新入学学用品費の入学前支給についての注意事項

〇対象者　以下の１～４全てに該当する方

１　令和９年４月に桶川市立中学校に入学予定のお子様がいる方

２　令和９年２月１日現在、桶川市に住民登録がある方

３　令和９年２月１日現在、就学援助の認定を受けている方

４　生活保護を受けていない方

※　桶川市立中学校入学前に転出予定の方は、支対象外となります。
転出先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

〇支給金額・支給時期

支給金額　　**新入学学用品費　中学校８１,000 円**

支給時期　　**就学援助費３学期分と一緒に３月中に指定された保護者口座に振込ます。**

★　現在、小学６年生で就学援助の認定を受けていない方が、中学校入学前に新入学児童生徒学用品費を受けたい場合は、申請が必要です。（令和９年２月１日に認定を受けている方が対象になるため。）

★　現在、小学６年生で就学援助を受けている方は申請不要です。（３学期分と一緒に支給します。）

★　現在、就学援助を受けている６年生で桶川市立中学校へ入学しない場合は辞退届を提出してください。

★　受給後に転出等で桶川市立中学校へ入学されなかった場合は、返納していただきます。返納されなかった場合、桶川市にて受給済みであることを転出先市町村へ情報提供します。

★　４月入学以降「就学援助費」を受けたい方は、令和９年２月以降に改めて「就学援助費支給申請書」等を提出してください。なお、その場合は**令和8年中**の所得が分かる書類を添付してください。

★　入学前に「新入学学用品費」の支給を受けず、入学後４月中に就学援助の認定を受けた方には、１学期分として、７月末に「新入学児童生徒学用品費」を支給します。



問い合わせ先
桶川市役所４階
桶川市教育委員会　学務課　　☎　０４８－７８８－４９６９（直通）